



呉市次期ごみ処理施設整備事業 環境影響評価準備書のあらまし

令和7年6月
呉市

環境影響評価（環境アセスメント）とは

事業の内容を決めるにあたって、それが環境にどのような影響を及ぼすかについてあらかじめ、事業者自らが調査・予測・評価を行い、その結果を公表して地域住民の方々などから意見を聴き、それらを踏まえて環境の保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

一定の規模以上の事業は、法律や条例により、事業者に対して環境影響評価の実施が義務付けられています。

広島県条例に基づく環境影響評価は「方法書」「準備書」「評価書」の3つの手続きがあり、現在は準備書の段階となっています。

環境影響評価手続きの流れ

方法書

令和5年
11月27日
より手続開始

これから実施する環境影響評価において、どのような方法で、調査・予測・評価を行うのかを取りまとめたものです。

現在はこの手続段階です。

準備書

令和7年
6月24日
より手続開始

方法書で整理した方法に基づいて、調査・予測・評価を行い、併せて、環境の保全方法などを取りまとめたものです。

評価書

令和7年
冬頃を予定

準備書に対する住民の皆様や知事からの意見を踏まえ、必要に応じて内容を修正したものです。

準備書の内容決定までの流れ

準備書を作成

準備書の公告・縦覧、準備書説明会の開催

環境影響評価項目や評価結果、事後調査等について環境の保全の見地から意見を求めるために行います。

住民の意見

環境の保全の見地から意見がある人は誰でも意見書を提出できます。

※詳しくはp15を参照

住民等からの意見の概要を作成

知事の意見

環境影響評価準備書の内容決定

呉市次期ごみ処理施設整備事業とは

呉市では、昭和40年4月以降、現在に至るまで呉市広多賀谷において、呉市内の家庭や事業所から発生するごみを含む様々な廃棄物の処理を行ってきました。

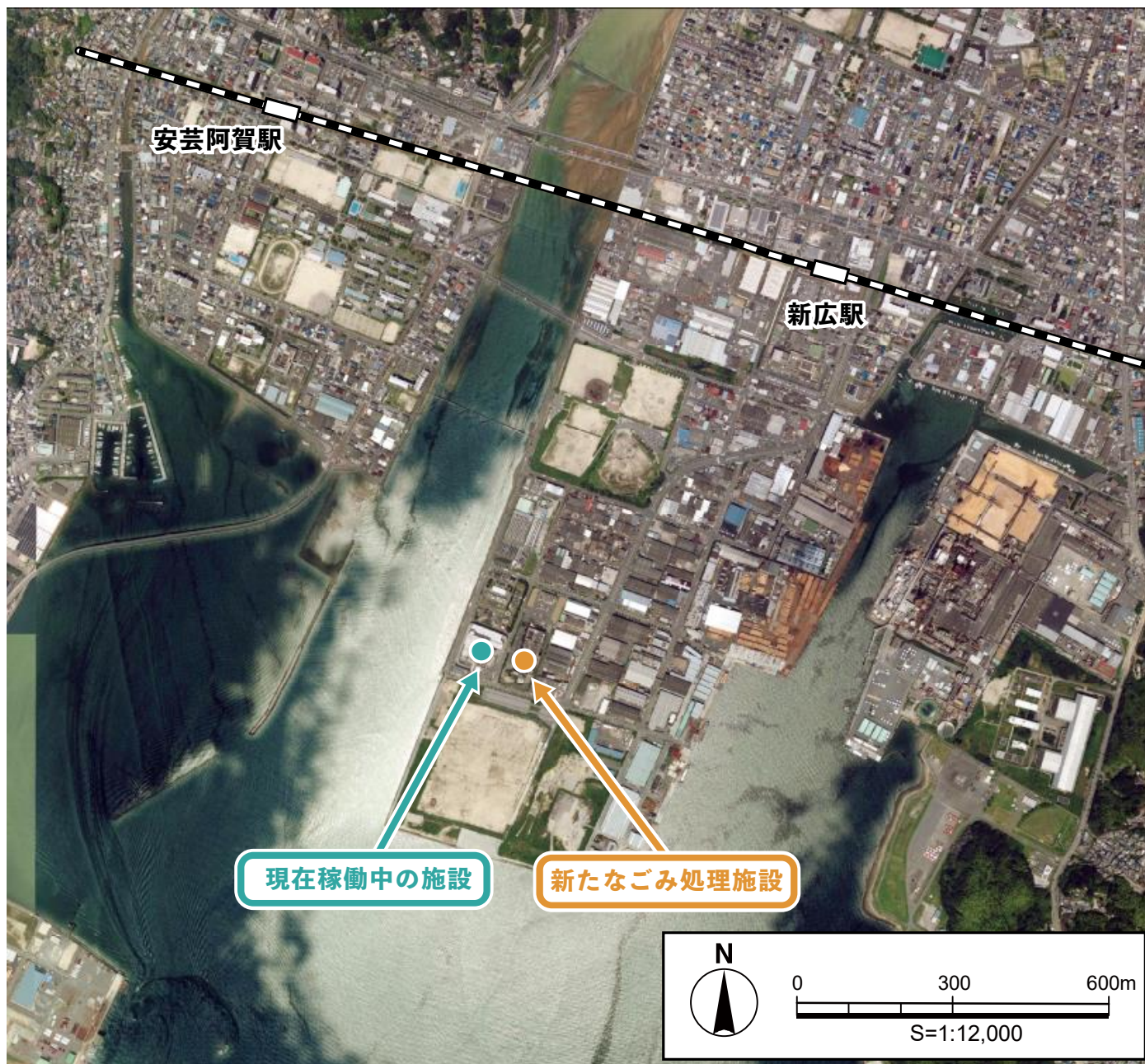
その間、施設の定期的な改修や建替を行いながらも安定的にごみ処理を継続してきましたが、現在稼働している施設「クリーンセンターくれ」は、稼働から20年以上が経過し、施設の高経年化を迎えていることから、呉市では令和12年度の稼働開始を目標として、新たなごみ処理施設の建替計画を進めています。

【事業概要】

- | | |
|-----------|----------------------------|
| ■ 事業の名称 | 呉市次期ごみ処理施設整備事業 |
| ■ 事業者の名称 | 呉市 |
| ■ 代表者の氏名 | 新原 芳明 |
| ■ 対象事業の種類 | ごみ処理施設の設置事業 |
| ■ 対象事業の規模 | 可燃ごみ処理施設 230t/日（115t/日×2炉） |
| ■ 敷地の面積 | 1.53ha |

対象事業実施区域の位置

新たなごみ処理施設は、現在稼働している「クリーンセンターくれ」に隣接する区画内への建替を計画しています。



工事計画

令和12年度からの施設稼働に先立って、令和8年度から新たなごみ処理施設の建設工事の着手を計画しています。

区分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
土木建築工事				
プラント工事				
外構工事				
試運転				

呉市次期ごみ処理施設の整備設計等の状況

呉市では、令和 5 年度に計画施設の整備に向け、施設整備基本方針をはじめとする整備スケジュールや施設規模、計画ごみ質、処理方式、環境保全目標値（以下、自主基準値）などについて基本的な方向性を定めた「呉市次期ごみ処理施設整備基本計画」を策定しました。

令和 6 年度は「呉市次期ごみ処理施設整備基本計画」を基本としつつ、ごみ処理事業が有すべき公共サービスを高い水準で発揮・維持しつつ、環境負荷や財政負担が低減されることを期待するため、広く民間事業者から技術提案書や入札書の受入を開始しました。

技術提案書等の受入の結果、3 社からの申込があり、各社の提案事項等を審査し、令和 7 年 6 月に落札者を決定しました。

本事業に密接に関連して行われる事業（解体工事）の概要

計画施設の建設場所となる既存施設稼働前の中間処理施設の敷地内において、解体工事に先立ち、土壌汚染調査を行った結果、敷地内の一部の区画から基準値を超過する特定有害物質（鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物）が検出されました。

これを受けて事業者は、当該区画における汚染土壌全てを掘削除去するなどの方法により適切に処分した後、当該区画の地下部分の解体工事に着手する予定としています。

なお、既存施設稼働前の中間処理施設の解体工事は、「広島県環境影響評価に関する条例」（最終改定：平成 24 年 12 月 25 日条例第 73 号）第 2 条第 2 項の対象事業に含まれないため、本環境影響評価には含まれません。

呉市次期ごみ処理施設の諸元

新たなごみ処理施設は、令和 12 年度の稼働開始を目標として、現在稼働中の既存施設に隣接する区画に新設することとしています。また、新たなごみ処理施設では、近年の呉市のごみ処理量の減少や設備の効率化を踏まえて、処理能力を現在稼働中の既存施設の約 61% に縮小する計画としています。処理能力を縮小することで、新たなごみ処理施設から発生する排出ガスや排水が減少し、環境負荷も低減することが見込まれています。

新たなごみ処理施設と現在稼働中の既存施設の諸元は次のとおりです。

項目	現在稼働中の既存施設	新たなごみ処理施設
処理能力	380t/日（126.8t/日 × 3 炉）	230t/日（115t/日 × 2 炉）
処理設備	全連続流動床炉	ストーカ式燃焼炉
煙突高さ	59m	59m
排ガス量	119,244m ³ N/時 -wet、101,432m ³ N/時 -dry	66,000m ³ N/時 -wet、56,860m ³ N/時 -dry
余熱利用	・排熱を熱エネルギーとして回収し、温水利用 ・廃熱ボイラで回収された蒸気は、蒸気タービンにより電気エネルギーとして回収されたのち、施設内で利用するとともに、余剰電力を売電する。	
排水量	85.54m ³ /日	35m ³ /日
運転計画	24 時間連続運転	24 時間連続運転
処理生成物	炉下灰、溶融飛灰	主灰、飛灰
稼働開始年度	2003 年度（平成 14 年度）	2030 年度（令和 12 年度）を予定

対象事業実施区域の周辺の状況

対象事業実施区域周辺の自然的状況と社会的状況について、既存の文献等から把握しました。

自然的状況

- ・対象事業実施区域に最も近い一般環境大気測定局における大気質測定結果によると、光化学オキシダントを除く測定項目は環境基準を下回っていました。なお、光化学オキシダントについては、環境基準を上回っているものの、広島県の示す光化学オキシダント注意報を発令する数値を上回ることはありませんでした。
- ・対象事業実施区域周辺には重要な地形は存在しません。
- ・対象事業実施区域周辺には、人と自然との触れ合いの活動の場が複数存在しており、各地の利用状況に差があります。

社会的状況

- ・呉市では、全域で特定悪臭物質に対する規制が定められています。
- ・対象事業実施区域周辺には、国指定文化財、県指定文化財、市指定文化財がそれぞれ存在していますが、対象事業実施区域にはこれらは存在しません。また、対象事業実施区域は埋立地であり、同区域には埋蔵文化財は存在しません。

方法書に対する意見に対する事業者の見解

方法書に対する住民からの意見に対する事業者の見解

環境の保全の見地からの意見	事業者の見解
測定地点が国道185号よりも南側に偏っています。住宅地などは北側に多く、海側からの風の影響もあるので大気質や悪臭物質等の調査地点は北側に設けた方がいいと思います。	国道185号の北側では呉市が大気質や騒音等の調査を定期的実施しております。これら測定値も踏まえながら、環境影響評価準備書では予測・評価を行いました。
景観調査地点に灰ヶ峰を選定されていますが、大空山の方が計画施設を視認できると思います。調査地点に設定していただきたいです。	大空山公園外周部に存在する樹木により、園内の展望台や休憩所から、計画施設が視認しづらいことから、より計画施設が視認できる地点を景観調査地点として選定いたしました。
騒音、振動、粉じん等は対象事業実施区域に最も近い地点が厳しい数値が測定されると思われます。調査地点に対象事業実施区域の周辺が含まれていないのは、最初から良い予測データが得られる地点を選択して調査地点を決めたと思われます。	方法書 p3-15 (33) や p3-18 (36)、p3-20 (38) (準備書では p3-15 (37) や p3-18 (40)、p3-20 (42)) に整理するとおり、既存施設（クリーンセンターくれ）の煙突や敷地境界上では事業者が自主測定として大気質や騒音、振動の測定を行っております。これら測定値も踏まえながら、環境影響評価準備書では予測・評価を行っています。

方法書に対する広島県知事からの意見に対する事業者の見解（抜粋）

広島県知事からの意見	事業者の見解
近隣市町の設定している臭気指数の自主基準値を考慮しつつ、悪臭防止設備の具体を明らかにするとともに、悪臭の一層の低減に努めること。	施設の稼働に伴った悪臭影響の防止・軽減に向け、具体的な悪臭防止対策を検討し、その内容を整理いたしました。
計画施設近隣の虹村公園や広公園へのアクセスルートが資材運搬車両等の走行ルートと重複すると想定されることに留意すること。	計画施設近隣の虹村公園や広公園へのアクセスルートで資材運搬車両等が走行することの影響について、予測・評価を行いました。
施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガスについては、「呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を踏まえ、長期的な温室効果ガスの削減を検討すること。	施設の稼働に伴い、排出される温室効果ガスについては、「呉市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、長期的な温室効果ガスの削減の検討を行いました。

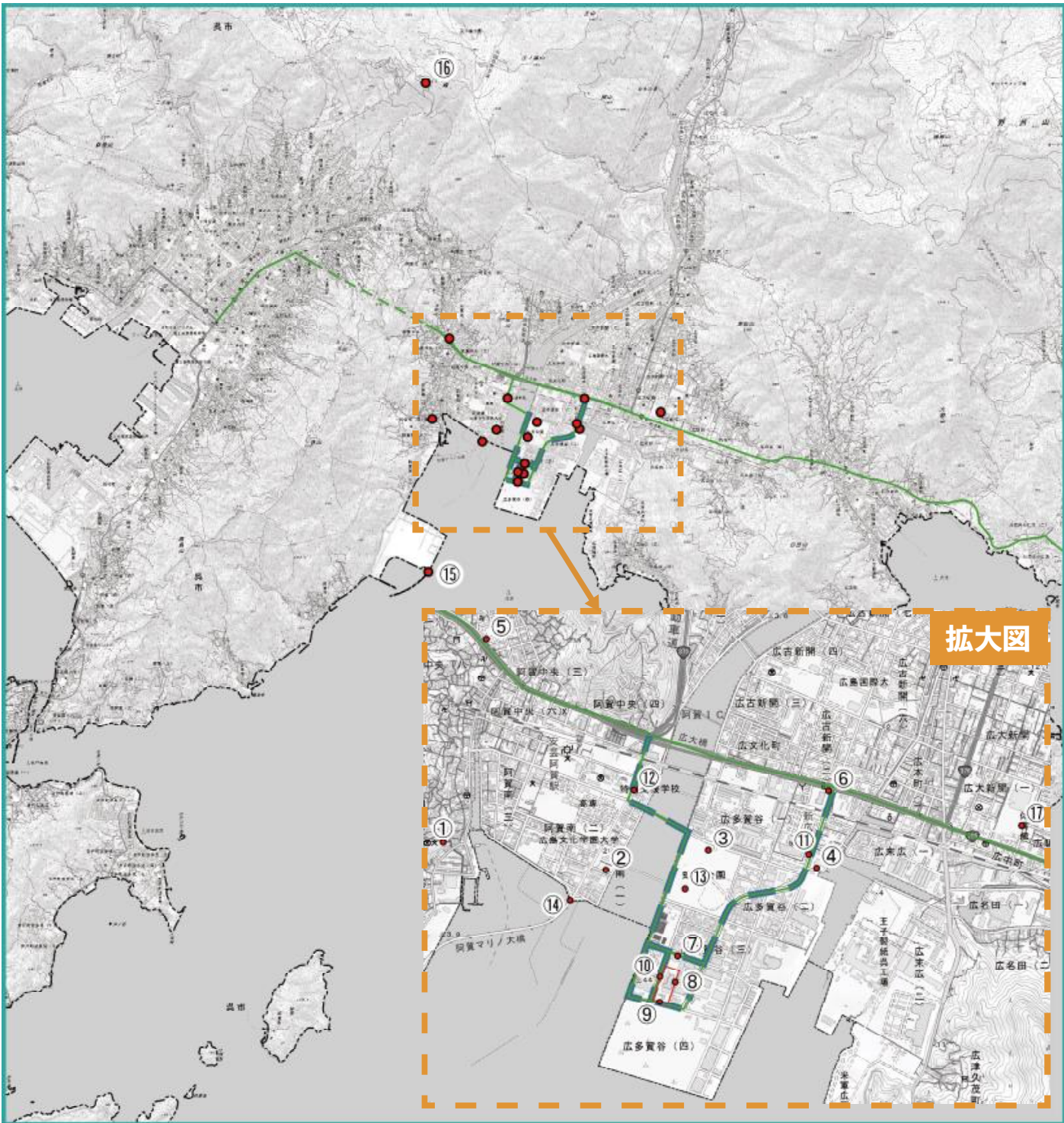
環境影響評価項目の選定

環境影響評価の項目については、事業の内容や対象事業実施区域周辺の状況を踏まえて、次のとおり選定しました。

環境影響要因の区分				建設機械の稼動	資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行	切土工等及び焼却施設等の設置	地形改変後の土地及び施設の存在	施設の稼動			廃棄物の搬出入	廃棄物の発生
								排ガス	排水	機械等の稼動		
環境要素の区分												
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	硫黄酸化物					○				
			窒素酸化物	○	○			○			○	
			浮遊粒子状物質	●	●			○			●	
			粉じん等	○	○						○	
			有害物質					○				
		騒音		○	○					○	○	
		低周波音								●		
		振動		○	○					○	○	
		悪臭						○		●		
	水環境	水質	水の汚れ									
			土砂による水の濁り									
土壌に係る環境その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質										
		環境基準項目、ダイオキシン類					●					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物		重要な種及び注目すべき生息地									
	植物		重要な種及び群落									
	生態系		地域を特徴づける生態系									
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観		主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				○					
	人と自然との触れ合いの活動の場		主要な人と自然との触れ合いの活動の場		■		○			■		
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等		建設工事に伴う副産物			○						
			一般廃棄物								○	
	温室効果ガス		二酸化炭素					○				

- 注：1. 「○」は広島県環境影響評価技術指針の参考項目であり、本事業において環境影響評価項目として選定した項目
 2. 「●」は広島県環境影響評価技術指針の参考項目ではないものの、事業特性や地域特性から環境影響評価項目として選定した項目
 3. 「■」は環境影響評価方法書に対する知事意見を踏まえて環境影響評価項目として追加した項目

予測・評価位置図



凡例

- 対象事業実施区域
● 予測・評価地点
— 資材及び機械等の運搬に用いる車両の主要走行ルート
— 廃棄物の搬入に用いる車両の主要走行ルート



0 1,500 3,000m

S=1:75,000

環境影響評価の結果（予測地点の位置を p6 に示す。）

大気質

工事の実施（大気汚染物質）

■ 建設機械の稼働

二酸化窒素が最大 0.020ppm、浮遊粒子状物質が最大 0.040mg/m³ となり、すべての予測地点において環境基準を下回ると予測されます。

番号	予測地点	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	
		予測結果	環境基準	予測結果	環境基準
①	EA1	0.014	0.04 から 0.06 までのゾーン内 又はそれ以下	0.035	0.10 以下
②	EA2	0.018		0.042	
③	EA3	0.018		0.040	
④	EA4	0.020		0.040	

環境保全措置

排ガス対応型建設機械の積極的な利用を図ります。

■ 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行

二酸化窒素が最大 0.021ppm、浮遊粒子状物質が最大 0.033mg/m³ となり、すべての予測地点において環境基準を下回ると予測されます。

番号	予測地点	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	
		予測結果	環境基準	予測結果	環境基準
⑤	TA1	0.015	0.04 から 0.06 までのゾーン内 又はそれ以下	0.029	0.10 以下
⑥	TA2	0.021		0.033	

環境保全措置

運転者へのエコドライブやアイドリングストップの励行により、排出ガスの抑制を図ります。

解説 環境基準

▶ 人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として規定された行政上の政策目標値です。

二酸化窒素 ▶ 大気中の窒素酸化物の主要成分です。燃料の燃焼で発生した一酸化窒素が空気中で酸化して生成されます。

浮遊粒子状物質 ▶ 大気中に浮遊する微細な粒子状の物質を指し、粒径が 10μm（=0.01mm）より小さいものを浮遊粒子状物質と呼び、それよりも大きいものを降下ばいじんと呼びます。

工事の実施（粉じん等）

■ 建設機械の稼働

降下ばいじん量は最大 7.5t/km²/月となり、すべての予測地点において参考値を下回ると予測されます。

番号	予測地点	降下ばいじん量（t/km ² /月）	
		予測結果	参考値
⑦	敷地境界（北側）	0.3 ～ 1.5	10
⑧	敷地境界（東側）	2.5 ～ 4.8	
⑨	敷地境界（南側）	0.8 ～ 6.1	
⑩	敷地境界（西側）	4.6 ～ 7.5	

環境保全措置

工事作業中は敷地境界上に仮囲いを設置し、適宜、散水を行い粉じんの飛散抑制を図ります。

■ 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行

降下ばいじん量は最大 0.17t/km²/月となり、すべての予測地点において参考値を下回ると予測されます。

番号	予測地点	降下ばいじん量（t/km ² /月）	
		予測結果	参考値
⑤	TA1	0.06 ～ 0.17	10
⑥	TA2	0.01 ～ 0.10	

環境保全措置

施工区域の出入り口にタイヤ洗浄設備等を設置し、タイヤや車体に付着した土砂を払い落とすことで、粉じんの飛散の抑制を図ります。

解説 参考値 ▶ 降下ばいじんに対する環境基準は定められていないことから、スパイクタイヤ粉じんにおける生活環境の保全が必要な地域の指標を参考値として用いています。

土地又は工作物の存在及び供用

■ 施設の稼働（年平均値）

二酸化硫黄が最大 0.006ppm、二酸化窒素が最大 0.020ppm、浮遊粒子状物質が最大 0.042mg/m³、ダイオキシン類が最大 0.027pg-TEQ/m³、水銀が最大 0.002μg/m³ となり、すべての項目と予測地点において環境基準等を下回ると予測されます。

番号	予測地点	二酸化硫黄（ppm）		二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	
		予測結果	環境基準	予測結果	環境基準	予測結果	環境基準
①	EA1	0.002	0.04 以下	0.014	0.04 から 0.06 までのゾーン内 又はそれ以下	0.035	0.10 以下
②	EA2	0.003		0.017		0.042	
③	EA3	0.003		0.018		0.040	
④	EA4	0.006		0.020		0.039	
番号	予測地点	ダイオキシン類 pg-TEQ/m ³ ）		水銀（μg/m ³ ）			
		予測結果	環境基準	予測結果	指針値		
①	EA1	0.009	0.6 以下	0.002	0.04 以下		
②	EA2	0.012		0.002			
③	EA3	0.014		0.002			
④	EA4	0.027		0.002			

解説 指針値 ▶ 水銀に関する環境基準は定められていないことから、中央環境審議会の「今後の有害大気汚染物質対策のあり方について（第7次答申）」における環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値を指針として用いています。

年平均値 ▶ 環境基準の長期的な達成度を評価するための評価指標です。

二酸化硫黄 ▶ 腐敗した卵に似た刺激臭のある気体で、石炭や石油などの燃焼時に発生します。

ダイオキシン類 ▶ ごみの焼却等で発生し、大気中を浮遊し、植物や土壤に沈着するとされています。

水銀 ▶ ごみの焼却等で発生し、焼却施設には水銀の排出基準の遵守が義務づけられています。

■ 施設の稼働（1時間値）

二酸化硫黄が最大 0.0108ppm、二酸化窒素が最大 0.0483ppm、浮遊粒子状物質が最大 0.0659mg/m³、塩化水素が最大 0.0162ppm となり、すべての項目と予測地点において環境基準等を下回ると予測されます。

気象条件	二酸化硫黄 (ppm)		二酸化窒素 (ppm)		浮遊粒子状物質 (mg/m ³)		塩化水素 (ppm)	
	予測結果	環境基準	予測結果	目標環境濃度	予測結果	環境基準	予測結果	目標環境濃度
一般的な気象条件	0.0098	0.1 以下	0.0461	0.1 ～ 0.2 以下	0.0654	0.20 以下	0.0121	0.02 以下
ダウンウォッシュ時	0.0072		0.0404		0.0641		0.0018	
ダウンドラフト時	0.0072		0.0405		0.0641		0.0020	
上層逆転層発生時	0.0083		0.0429		0.0647		0.0029	
フュージョン発生時	0.0108		0.0483		0.0659		0.0162	

環境保全措置

法規制値以下となる自主基準値を設定したうえ、基準値を下回る施設運用を図ります。
なお、定期的な調査により、施設の排出ガス濃度について調査・確認を行います。

解説 1時間値 ▶ 環境基準の短期的な達成度を評価するための評価指標です。

塩化水素 ▶ 塩素と水素が結合した気体で、酸性雨の主要な原因のひとつとなります。

一般的な気象条件 ▶ 大気汚染物質が高濃度となりうる気象条件を指します。

ダウンウォッシュ時 ▶ 煙突の風下側に発生する渦により、地上付近の大気汚染物質濃度が高くなりやすい気象条件を指します。

ダウンドラフト時 ▶ 煙突に隣接する建物の風下側に発生する渦により、地上付近の大気汚染物質濃度が高くなりやすい気象条件を指します。

上層逆転層発生時 ▶ 通常、高度に比例して気温が低下する大気の状態が逆転し、高度に比例し気温が高くなる大気状態（逆転した空気の層を逆転層と呼びます。）となる場合があります。この状態では気温差により地上付近の大気濃度が高くなり、このような気象条件のことを指します。

フュージョン発生時 ▶ 逆転層が崩壊することで上下の大気が混合し、大気濃度が高くなる気象条件を指します。

土地又は工作物の存在及び供用

■ 廃棄物の搬出入（大気汚染物質）

二酸化窒素が最大 0.021ppm、浮遊粒子状物質が最大 0.033mg/m³ となり、すべての予測地点において環境基準を下回ると予測されます。

番号	予測地点	二酸化窒素（ppm）		浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	
		予測結果	環境基準	予測結果	環境基準
⑤	TA1	0.015	0.04 から 0.06 までのゾーン内 又はそれ以下	0.029	0.10 以下
⑥	TA2	0.021		0.033	

環境保全措置

運転者へのエコドライブやアイドリングストップの励行により、排出ガスの抑制を図ります。

■ 廃棄物の搬出入（粉じん）

降下ばいじん量は最大 0.05t/km²/月となり、すべての予測地点において参考値を下回ると予測されます。

番号	予測地点	降下ばいじん量（t/km ² /月）	
		予測結果	参考値
⑤	TA1	0.02 ～ 0.05	10
⑥	TA2	0.01 ～ 0.03	

環境保全措置

呉市一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみの発生抑制・減量化やごみの分別・資源化等のより一層の推進により、廃棄物の搬出入回数の削減を図ります。

騒音

工事の実施

■ 建設機械の稼働

工事敷地境界で最大 84dB となり、すべての予測地点において規制基準を下回ると予測されます。

番号	予測地点	騒音レベル（dB）	
		予測結果	規制基準
⑦	敷地境界（北側）	74	85
⑧	敷地境界（東側）	84	
⑨	敷地境界（南側）	84	
⑩	敷地境界（西側）	84	

環境保全措置

低騒音型建設機械の積極的な利用を図ります。

■ 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行

一部の地点で合計値が環境基準を上回っていますが、現況値が既に環境基準を上回っており、車両の走行に伴う騒音影響は小さいと予測されます。

番号	予測地点	車両の騒音レベル（dB）			
		現況値①	予測値②	合計値①+②	環境基準
⑤	TN1	69.6	0.2	69.8	70 以下
⑥	TN2	66.6	0.3	66.9	70 以下
⑪	TN3	63.1	0.5	63.6	65 以下
⑫	TN4	65.1	0.6	65.7	65 以下

環境保全措置

建設副産物の削減に努め台数の抑制を図ります。

解説 規制基準 ▶ 公害の原因となる行為を規制するための基準です。

建設副産物 ▶ 建設工事に伴い発生する廃棄物の総称で、建設発生土や建設汚泥などがあります。

土地又は工作物の存在及び供用

■ 施設の稼働（機械等の稼働）

敷地境界で最大 59dB となり、すべての予測地点において自主基準を下回ると予測されます。

番号	予測地点	昼間		夜間	
		予測結果	自主基準	予測結果	自主基準
⑦	敷地境界（北側）	55	60	50	50
⑧	敷地境界（東側）	57		47	
⑨	敷地境界（南側）	48		47	
⑩	敷地境界（西側）	59		46	

環境保全措置

自主基準を下回る施設運用を図ります。

■ 廃棄物の搬出入

一部の地点で合計値が環境基準を上回っていますが、現況値が既に環境基準を上回っており、車両の走行に伴う騒音影響は小さいと予測されます。

番号	予測地点	車両の騒音レベル（dB）			
		現況値①	予測値②	合計値①+②	環境基準
⑤	TN1	69.6	0.1	69.7	70 以下
⑥	TN2	66.6	0.1	66.7	70 以下
⑪	TN3	63.1	0.2	63.3	65 以下
⑫	TN4	65.1	0.3	65.4	65 以下

解説 自主基準 ▶ 施設運営による環境配慮を目指すため呉市が定めた基準です。

低周波音

土地又は工作物の存在及び供用

■ 施設の稼働（機械等の稼働）

低周波音圧レベルは最大 84dB となり、すべての予測地点において参考値を下回ると予測されます。

番号	予測地点	低周波音圧レベル (dB)	
		予測結果	参考値
⑦	敷地境界（北側）	78	100
⑧	敷地境界（東側）	84	
⑨	敷地境界（南側）	81	
⑩	敷地境界（西側）	84	

環境保全措置

プラント設備は原則建屋内に配置することにより、低周波音の発生抑制を図ります。

解説 低周波音 ▶ 周波数が低い音で、概ね 1Hz ～ 100Hz の音のことを指します。一般的に人が聞き取ることができない音も含まれています。

参考値 ▶ 低周波音に対する環境基準は定められていないことから、「ISO7196」に定められている平均的な被験者が知覚できる値として用いています。

振動

工事の実施

■ 建設機械の稼働

振動レベルは最大 67dB となり、すべての予測地点において規制基準を下回ると予測されます。

番号	予測地点	振動レベル (dB)	
		予測結果	規制基準
⑦	敷地境界（北側）	52	75
⑧	敷地境界（東側）	67	
⑨	敷地境界（南側）	59	
⑩	敷地境界（西側）	63	

環境保全措置

振動を低減できる工法に努め、振動の発生抑制を図ります。

■ 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行

振動レベルは最大 46dB となり、すべての予測地点において要請限度を下回ると予測されます。

番号	予測地点	振動レベル (dB)	
		予測結果	要請限度
⑤	TV1	46	70
⑥	TV2	36	
⑪	TV3	42	
⑫	TV4	45	

環境保全措置

工事の平準化により、資材及び機械等の運搬に用いる車両の日交通量と時間交通量の抑制を図ります。

土地又は工作物の存在及び供用

■ 施設の稼働（機械等の稼働）

振動レベルは最大 48dB となり、すべての予測地点において自主基準を下回ると予測されます。

番号	予測地点	振動レベル (dB)	
		予測結果	自主基準
⑦	敷地境界（北側）	14	50
⑧	敷地境界（東側）	41	
⑨	敷地境界（南側）	48	
⑩	敷地境界（西側）	41	

環境保全措置

振動が著しい設備機器については、独立基礎等の振動対策を採用することにより、振動の派生の抑制に努めます。

■ 廃棄物の搬出入

振動レベルは最大 46dB となり、すべての予測地点において要請限度を下回ると予測されます。

番号	予測地点	振動レベル (dB)	
		予測結果	要請限度
⑤	TV1	46	70
⑥	TV2	36	
⑪	TV3	42	
⑫	TV4	45	

環境保全措置

廃棄物の搬出入に用いる車両の定期的な整備・点検により、整備不良に伴う振動の発生を抑制を図ります。

悪臭

土地又は工作物の存在及び供用

■ 施設の稼働（排ガス）

臭気指数は 10 未満となり、すべての予測地点において許容限度（参考値）を下回ると予測されます。

番号	予測地点	臭気指数	
		予測結果	許容限度（参考値）
①	BS2	10 未満	10
②	BS3	10 未満	
③	BS4	10 未満	
④	BS5	10 未満	

環境保全措置

炉内温度を適切に管理することにより、煙突排出ガスから発生する悪臭の低減を図ります。

■ 施設の稼働（機械等の稼働）

悪臭調査結果はすべての地点で規制基準を下回っており、施設の運営においても悪臭対策を適切に行い、環境影響を可能な限り低減する計画であることから、将来においても規制基準を下回ると予測されます。

環境保全措置

- ・ごみピット内の負圧を維持することにより、施設から漏洩する悪臭の抑制を図ります。
- ・屋外への開口部に自動扉及びエアカーテンを設置することにより、施設から漏洩する悪臭の抑制を図ります。
- ・脱臭装置を通過させて排気することにより、施設から漏洩する悪臭の抑制を図ります。

解説 臭気指数 ▶ 人間の嗅覚で感じられる程度を数値化したもので、悪臭防止法において規制基準の一つとして用いられる指標です。呉市では臭気指数規制は適用されませんが、悪臭の拡散予測ができることから、計画施設の煙突から拡散する悪臭（臭気指数）の予測計算により算出し、広島県内で呉市以外の自治体が定める臭気指数規制値のうち最も厳しい値を許容限度（参考値）として用いました。

土壌汚染

土地又は工作物の存在及び供用

■ 施設の稼働（排ガス）

予測結果（施設稼働後 35 年後）は 1.2393pg-TEQ/g となり、環境基準を下回ると予測されます。

番号	予測地点	ダイオキシン類（pg-TEQ/g）	
		予測結果	環境基準
⑬	ES1	1.2393	1,000

環境保全措置

ろ過式集じん機（バグフィルタ）の設置により、排ガスから発生するダイオキシン類の低減を図ります。

景観

土地又は工作物の存在及び供用

■ 地形改変後の土地及び施設の存在

計画施設周辺には、主要な眺望点として「阿賀マリノ大橋」、「阿賀マリノポリス」、「灰ヶ峰展望台」の 3 地点が分布しています。各地点からの眺望景観に僅かに変化は生じますが、「呉市景観計画」（平成 27 年 9 月改訂、呉市）に基づき、周辺景観との調和を図ったデザインとすることにより、眺望景観の変化は低減されると予測されます。

番号	現況の眺望景観	将来の眺望景観
⑭		
予測地点		
VP1		
阿賀マリノ大橋		



環境保全措置

色彩については、「呉市景観計画」（平成27年9月改訂、呉市）に基づき、周辺景観との調和を図るデザインとします。

解説 呉市景観計画 ▶ 呉市内の良好な景観の形成を図るため、基本的な方針や行為の制限などについて定める計画です。

人と自然との触れ合いの活動の場

工事の実施

■ 資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行

資材及び機械等の運搬に用いる車両が走行するルートにおける通過交通量の増加率は最大104%とその影響は小さいものと予測されます。

予測時期	区分	現況の通過交通量	将来見込まれる増加交通量	増加率
工事中	平日	5,210	191 (8h/日)	101% ～ 104%
		21,638 (8h/日)		

※現況の通過交通量として、TD1～TD4(番号⑤、⑥、⑪、⑫)の交通量(8～12時、13～17時)を示す。

環境保全措置

資材及び機械等の運搬に用いる車両の運行の増加により、利用者の通行に支障をきたすと想定される場合は、必要に応じ交通整理員等を配置します。

土地又は工作物の存在及び供用

■ 地形改変後の土地及び施設の存在

計画施設周辺には、主要な人と自然との触れ合いの活動の場として「広公園(番号⑰)」と「虹村公園(番号⑬)」の2地点が分布しています。計画施設は各施設に対する直接的な改変がないことから、影響は生じないと予測されます。

環境保全措置

主要な人と自然との触れ合いの活動の場に直接改変が及ばない計画としました。

■ 廃棄物の搬出入

廃棄物の搬出入に用いる車両が走行するルートにおける通過交通量の増加率は最大 106% とその影響は小さいものと予測されます。

予測時期	区分	現況の通過交通量	将来見込まれる増加交通量	増加率
平日	平日	5,389 ～ 25,164 (10h/日)	309 (10h/日)	101% ～ 106%

※現況の通過交通量として、TD1～TD4(番号⑤、⑥、⑪、⑫)の交通量(7～17時)を示す。

環境保全措置

車両運転者に対して、走行速度等の交通法規を遵守させるよう指導を徹底することにより、利用者への影響の低減を図ります。

廃棄物等

工事の実施

■ 切土工等及び焼却施設等の設置

工事の実施により、建設副産物として土砂、コンクリートがら、金属くず、廃プラスチック類などが発生すると想定されますが、土砂等は可能な限り再利用し、再利用できない建設副産物は再資源化や関係法に基づき適正処理することから、影響は小さいと予測されます。

環境保全措置

残土は可能な限り場内利用し、利用できない場合は他工事での利用に努める。

土地又は工作物の存在及び供用

■ 廃棄物の発生

計画施設の稼働により、主灰と飛灰が発生しますが、それらは適切に処理する計画であり、その発生抑制に努めることから、影響は小さいと予測されます。

環境保全措置

呉市一般廃棄物処理基本計画に基づいた、ごみの発生抑制・減量化やごみの分別・資源化等のより一層の推進を図ります。

解説 呉市一般廃棄物処理基本計画 ▶ 循環型社会の実現に向けて一般廃棄物の処理を長期的・総合的な視点に立って計画的に推進するための計画です。

温室効果ガス

土地又は工作物の存在及び供用

■ 施設の稼働（排ガス）

計画施設は既存施設と比べ、7,532 tCO₂/年の温室効果ガス（二酸化炭素）の削減が見込まれると予測されます。また、その削減率は呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で定められている温室効果ガスの削減目標を上回ると予測されます。

区分	CO ₂ 排出量 (tCO ₂ /年)		呉市地球温暖化対策実行計画で定める目標指標	平成 25 年度 (基準年度)	令和 12 年度 (稼働年度)	削減率 (基準年度比)	削減 目標値
	計画施設	既存施設					
ごみの処理	34,884	31,464	一般廃棄物処理施設における電気使用量	27,793,691 kWh/年	12,860,000 kWh/年	-4.43%	-1.0%
燃料の使用	198	223	一般廃棄物処理施設における燃料使用量	130.11 kL/年	72 kL/年	-3.42%	-1.5%
電力の使用	81	1,347					
電力の発電	-10,893	-1,232					
余熱の利用	-2.24	-2.24					
合計	24,268	31,800					

環境保全措置

積極的な省エネルギー設備や機器の導入に努めます。

解説 呉市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） ▶ 呉市の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画です。

事後調査計画等

事後調査計画

環境影響予測・評価結果として、すべての環境項目で、環境基準等を下回るあるいはその影響は小さいものと評価されました。

しかしながら、呉市次期ごみ処理施設整備基本計画では「環境に配慮した施設」を基本方針の1つとしており、地域の方々に安心していただけるよう、事業者として実行可能な範囲内で環境への負荷低減を図るものと定めています。そうしたなかで、事業者は環境影響予測評価等を踏まえて事後調査の計画を検討しました。

調査項目	調査地点	調査時期	選定理由
建設工事 騒音	施工境界上 1 地点	工事最盛期 1 回	予測結果は規制基準を下回ったが、地域の方々の関心が高いことから事後調査を実施します。
建設工事 振動	施工境界上 1 地点	工事最盛期 1 回	予測結果は規制基準を下回ったが、地域の方々の関心が高いことから事後調査を実施します。

なお、事後調査結果は以下の場所で閲覧できるようにします。

閲覧の場所	閲覧時間
呉市 環境部 環境政策課 (住所：広島県呉市中央四丁目1番6号)	平日 8:30～17:15 (土曜、日曜及び国民の祝日は除く)

解説 **呉市次期ごみ処理施設整備基本計画** ▶ 計画施設の整備に向け、施設整備基本方針をはじめとする整備スケジュールや施設規模、処理方式等について基本的な方向性を定めた計画です。

環境監視計画

事業者は、計画施設の稼働に伴う環境影響に対する自主基準値を定めており、これを定期的・継続的に環境監視を行う計画としています。

環境監視項目			監視地点	監視頻度	
				稼働初期	安定操業期
大気質 (排ガス)	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、一酸化炭素、二酸化炭素、水銀		煙突	1 回 / 2 か月	1 回 / 2 か月
	ダイオキシン類		煙突	4 回 / 年	2 回 / 年
大気質	粉じん		排気口出口	4 回 / 年	2 回 / 年
騒音			敷地境界	4 回 / 年	2 回 / 年
振動			敷地境界	4 回 / 年	2 回 / 年
悪臭			敷地境界	4 回 / 年	2 回 / 年
			排出口	4 回 / 年	2 回 / 年
処理副生成物	焼却灰	重金属含有量及び溶出試験 (8 項目：アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4- ジオキサン)	焼却灰 貯留設備	4 回 / 年	2 回 / 年
		ダイオキシン類		4 回 / 年	2 回 / 年
	飛灰 処理物	重金属含有量及び溶出試験 (8 項目：アルキル水銀、水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、セレン、1,4- ジオキサン)	飛灰処理設備	4 回 / 年	2 回 / 年
		ダイオキシン類		4 回 / 年	2 回 / 年

準備書の縦覧について

準備書の縦覧場所

- 呉市 環境部 環境政策課 / 呉市役所本庁舎 7 階
- クリーンセンターくれ / 管理棟 1 階
- 広市民センター / 1 階
- 阿賀市民センター / 1 階
- 広島県環境県民局環境保全課 / 広島県庁舎南館 3 階
- 広島県西部厚生環境事務所 保健所 呉支所 / 3 階

準備書の縦覧期間

令和 7 年 6 月 24 日（火）～ 7 月 24 日（木） 午前 9 時～午後 5 時（土日祝日を除く）

準備書のインターネットによる公表

- 呉市 環境部 環境政策課ホームページ
<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/18/gomi-kensetsu-assessment-jyunbi-jyuran.html>

※ホームページ上では、縦覧期間中の土日祝日を含み、終日閲覧が可能です。



呉市
QRコード

準備書説明会の開催場所及び日時

■ 阿賀まちづくりセンター 2 階 講座室

日時：令和 7 年 7 月 5 日（土）
1 回目 14：00～15：30
2 回目 18：30～20：00

■ 広まちづくりセンター 5 階 501 号室

日時：令和 7 年 7 月 12 日（土）
1 回目 14：00～15：30
2 回目 18：30～20：00

※1 回目、2 回目とも同じ内容ですので、
ご都合のよい場所、時間にご参加下さい



意見書の提出について

準備書について、環境の保全の見地からご意見のある方は、どなたでも意見書を提出できます。

- (1) 提出方法：①郵送による提出 ②持参による提出 ③意見箱への投函
- (2) 意見書：縦覧場所または呉市環境部環境政策課ホームページから入手
- (3) 提出期限：令和 7 年 8 月 8 日（金）まで（郵送の場合は当日消印有効）
- (4) 提出先：〒737-8501 広島県呉市中央 4 丁目 1 番 6 号 呉市 環境部 環境政策課
- (5) 意見書の記載事項（以下のア及びイは必ず記載してください。）
 - ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所
（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - イ 環境影響評価方法書についての環境の保全の見地からの意見

ご質問・お問い合わせ先

広島県 呉市 環境部 環境政策課 〒737-8501 広島県呉市中央 4 丁目 1 番 6 号
TEL：0823-25-3383 FAX：0823-32-1621 MAIL：kansei@city.kure.lg.jp